

第 1 回  
浜坂町・温泉町  
合併協議会会議録

平成 15 年 11 月 4 日

浜坂町・温泉町合併協議会

## 第1回浜坂町・温泉町合併協議会 会議録

日 時 平成15年11月4日(火) 午後2時8分～午後4時10分

場 所 浜坂町多目的集会施設2階ホール

### 出席者

協議会委員(計20名)

浜坂町	浜坂町	温泉町	温泉町
中村政行	木谷重幸	馬場雅人	朝野美喜代
丸山諄二	熊本恭乃	松元襄司	岡田衆二
小林俊之	中井登	田中要	田中董
田中満穂	中田雄久	西脇明	中井祥三
田村昭	西垣晋輔	西村公子	中井功

監査委員(計2名)

浜坂町	温泉町
高岡昌男	北村英一

顧問(計1名)

兵庫県議会議員
丸上博

幹事会(計6名)

浜坂町	温泉町
脇本松夫	北村繁行
岡村克巳	竹中洋二
田中雅樹	谷口賢人

事務局(計6名)

阪本晴良	太田洋二
西村大介	宮脇美智子
西村徹	川崎晴人

欠席者

なし

## 第1回浜坂町・温泉町合併協議会

日 時：平成15年11月4日（火）

場 所：浜坂町多目的集会施設2階ホール

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 題

#### （1）報告事項

報告第1号 浜坂町・温泉町合併協議会規約について

報告第2号 浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書等について

報告第3号 浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程について

報告第4号 浜坂町・温泉町合併協議会専門部会設置規程について

報告第5号 浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程について

報告第6号 浜坂町・温泉町合併協議会公印に関する規程について

報告第7号 浜坂町・温泉町合併協議会財務規程について

報告第8号 浜坂町・温泉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

報告第9号 平成15年度浜坂町・温泉町合併協議会予算について

#### （2）協議事項

協議第1号 浜坂町・温泉町合併協議会会議運営規程について

協議第2号 浜坂町・温泉町合併協議会傍聴規程について

協議第3号 浜坂町・温泉町合併協議会会議録等閲覧規程について

協議第4号 浜坂町・温泉町合併協議会の申し合わせ事項について

協議第5号 合併の理念について

協議第6号 合併協定項目について

協議第7号 事務事業調整方針の原則について

協議第8号 合併の方式について

協議第9号 合併の期日について

### 5 その他

第2回協議会の開催について

（1）平成15年11月12日（水）13：30～

( 2 ) 温泉町夢ホール

( 3 ) 協議事項

新町の事務所の位置について

新町の名称について

新町建設計画について

電算システム関係事業の取扱いについて

6 閉 会

阪本事務局長 皆さん、こんにちは。

会場内の皆様をお願いを申し上げます。携帯の電話を切っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

まず、会議を始めます前にお断りをさせていただきます。これから、協議会に係る規約やそれぞれの規程を説明させていただきますが、1点目として、会議運営規程第4条第1項で、会議の開会、閉会は議長が宣言すると規定しています。2点目でございますけども、会議の成立は、規約第10条第3項で、過半数以上の出席で成立となっております。3点目でございますけども、会議運営規程第4条第2項で、会議録署名委員は、議長が指名すると規定しています。4点目でございます。会議運営規程第6条第1項で、傍聴を認めております。傍聴規程も予定をいたしております。

今回は初めての会議であり、皆様に御承認を得る前でございますけれども、会議を円滑に進めるため、規約や規程に準拠しながら進行させていただきますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、規約第10条第4項の規定により、会長から選任され、議長の任に当たられます松元議長により、第1回2町合併協議会を始めていただきます。

松元議長、よろしくお願いいたします。

松元議長 開会に当たり、ごあいさつ申し上げます。

2町による合併協議会がここに発足する運びとなりました。これまでにつきましては、5町の合併ということで、ここにいらっしゃいます委員さん、大半の方がそれに携わっていただき、またその結果がこういう結果となりまして、2町で新しく、これしかないという思いを持ちながら進めていくということになったと思います。この2町はともに接し合った中で、非常に岸田川の流れといいですか、一つの経済圏に結ばれ、そして政治的にもいろいろなことがともに歩んできた仲かと、そんな思いをしております。不退転の決意でこの合併に向かっていただかななくてはならないのではないかと、そんな思いをしております。

この協議会の進行に当たりまして、議長を務めさせていただくわけでございますが、規則により会長から選任されまして、きょうここに私がこの議長の責務を負わせていただくこととなりました。副議長の浜坂町の丸山議長とともにこの進行役を努めさせていただきたいと思いますので、皆様方の今後の御協力方をよろしくお願いしたいと思います。

簡単でございますが、会の開会に先立ちますあいさつと御了解の言葉とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまから、浜坂町・温泉町合併協議会の第1回協議会を開会いたします。

続きまして、会長あいさつ。

中村会長。

中村会長 それでは、第1回浜坂町・温泉町合併協議会の開会に当たりまして、改めましてごあいさつを申し上げたいと思います。

きょうはこうしてすばらしい秋晴れの好天になりました。合併協議会の丸上顧問の先生初め委員の皆さん全員おそろいで、こうして第1回協議会の開会ができますことを感謝とお礼を申し上げたいと思います。今後、いろんな面で積極的な会議の開催ということになるかと思っておりますが、どうかよろしく願いを申し上げます。

先ほどもありました。2町でありますから、いろんな問題でこれも積極的にまた忌憚のない意見を出していただきながら、お互いの両町の立場というのを尊重しながら協議を進めることによって、大きく前進が図れるというふうに思っております。また、期間のことを今から言うのはなんでございますが、来年の9月を目標に積極的な会議が開催をされることになろうかというふうに思っております。それぐらいには両町の議会で議決をいただいて、ここに県に申請という段取りになるかなというようなことも考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

きょうは第1回の協議会であります。報告事項9件、合併協議に伴います規約やら規程を申し上げておりますし、また協議につきましても同じく今後の協議会を進める上でのそういった運営規程なり会議録の申し合わせなり、そういったことを御提案をさせていただきたいというふうに思います。御審議をいただきまして、適切、妥当な御決定をいただきますようお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

松元議長 今回が初回の会議となりますので、委員各位の自己紹介を、出身町と氏名、役職等を簡単にお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、丸上さんからお願いできますか。

丸上委員 美方郡選出の丸上でございます。よろしくお願ひします。(拍手)

田中(満)委員 浜坂町議会で今度新しく委員になりました田中満穂でございます。よろしくお願ひします。(拍手)

田中(要)委員 温泉町議会副議長の田中要です。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

田村委員 浜坂町の田村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

西村委員 温泉町の西村公子と申します。よろしくお願いいたします。(拍手)

小林委員 浜坂町議会の小林です。よろしくお願いいたします。(拍手)

西脇委員 温泉町議会の西脇です。よろしくお願いいたします。(拍手)

木谷委員 浜坂町の木谷でございます。どうぞよろしく。(拍手)

朝野委員 温泉町の朝野と申します。よろしくお願いいたします。(拍手)

熊本委員 浜坂町の熊本恭乃と申します。底びき船の船長のおかみとして出ております。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

岡田委員 温泉町の岡田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

中井(登)委員 浜坂町の中井登であります。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

田中(董)委員 温泉町の田中でございます。よろしくお願いいたします。(拍手)

中田委員 浜坂町の中田です。よろしくお願いいたします。(拍手)

中井(功)委員 温泉町の中井功でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

西垣委員 浜坂町の西垣です。よろしくお願いいたします。(拍手)

中井(祥)委員 温泉町の中井祥三でございます。よろしくお願いいたします。(拍手)

松元議長 それでは、続きまして、会議の成立について事務局長から報告いたします。局長。

阪本事務局長 それでは、御報告申し上げます。

規約第10条第3項の規定により、委員の半数以上の出席で成立することになっておりますけれども、本日の出席は、顧問の丸上県会議員様を初め協議会委員20名全員の御出席をいただいております。したがって、会議は成立していることを御報告申し上げます。

松元議長 次に、会議録署名委員の指名の件ですが、まだ規約等の報告がなされていませんが、後ほど提案します会議運営規程には、議長が指名することとなっていますので、あらかじめ指名させていただきます。

浜坂町、田中満穂委員、温泉町、田中要委員にお願いいたします。

では、これより議事に入ります。

本日の報告事項の提案説明をお願いいたします。

会長、お願いいたします。

中村会長 それでは、報告事項の御提案を申し上げたいと思います。

報告第1号としまして、浜坂町・温泉町合併協議会の規約について、同じく第2号は、規約に関する協議書等について、第3号、幹事会規程について、第4号、協議会の専門部会設置規程について、第5号、事務局規程について、第6号、公印に関する規程について、第7号、財務規程について、第8号、委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、第9号としまして、15年度の両協議会の予算についてを御提案をさせていただきたいと思いを思います。

内容につきましては、事務局よりその都度説明をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

松元議長 ただいま会長より提案がありました。報告については1号ずつ議題としていきたいと思いを思います。

まず、報告第1号、浜坂町・温泉町合併協議会規約についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 では、報告をさせていただきます。

1ページをお開き願います。報告第1号、浜坂町・温泉町合併協議会規約について。浜坂町・温泉町合併協議会規約について報告する。平成15年11月4日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。浜坂町・温泉町合併協議会規約について。浜坂町・温泉町合併協議会の発足に当たり、浜坂町・温泉町合併協議会設置に関する協議書を取り交わし、浜坂町・温泉町合併協議会規約を定めたので、別紙のとおり報告する。平成年月日承認。

2ページでございます。浜坂町・温泉町合併協議会設置に関する協議書。浜坂町・温泉町は、2町合併協議会の設置に関する協議について、2町の議会において議決を得たので、地方自治法及び合併特例法のそれぞれの規定に基づきまして、別紙のとおり規約を定め、平成15年10月20日付で当規約を施行し、協議会を置くという内容で、平成15年10月17日付で、浜坂、温泉両町の町長の協議が調っております。

次に、3ページを説明させていただきます。浜坂町・温泉町合併協議会規約の説明を申し上げます。第1条に、協議会の設置を定めております。浜坂町・温泉町は、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置くというものでございます。2条には、協議会の名称を掲げてございます。浜坂町・温泉町合併協議会とするということにいたしております。3条に、協議会の任務といたしまして、第1号に2町の合併に関する協議、2号には、法第5条の規定に基づく



新町建設計画の作成、3号に、前2号に掲げるもののほか、2町の合併に関し必要な事項を定めております。第4条は、協議会の事務所ということで、浜坂町浜坂2673番地の1に置くとし、浜坂町役場の2階の一室をお借りしております。第5条は、組織ということで、協議会は、会長、副会長、委員及び顧問をもって組織することにしております。第6条、会長、副会長は、2町の長の協議により、これを選任することにしております。先ほど報告ありましたとおり、会長に浜坂の町長、副会長に温泉の町長が選任されております。第7条、委員でございますが、次の者をもって充てるということで、1号に2町の長。2号に2町の議会の議長及び各議会が選出する議員3名。3号に2町の長が協議して定めた学識経験者を有する者10人以内という、合計20名の委員となります。委員の皆さんにつきましては、非常勤ということにさせていただいております。8条につきましては、顧問ということで、顧問は2名以内とする。現在のところ、丸上県会議員に御承諾をいただいております。

9条には、会長、副会長の職務ということで、それぞれ記載をさせていただいております。会長は会務を総理する。副会長はその職務代理ということでございます。第10条は、会議ということで、協議会の会議は会長が招集する。第2項に、会議の開催場所、日時並びに会議に付議する事項は、会長があらかじめ委員に通知しなければならないと定めております。3項には、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができないということでございます。4項には、会議の議長及び副議長は、会長がこれを選任すると定めております。それぞれ、先ほどの紹介のとおり選任をされております。5項には、会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定めるということにされておまして、後ほど会議運営規程を説明させていただきます。6項には、会長は必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明または助言を求めることができるように決めさせていただいております。第11条、幹事会につきましては、協議会に提案する必要な事項について協議または調整するため、協議会に幹事会を置くことにいたしております。幹事会におきましては、組織運営につきましては別に会長が定めております。第12条は、事務局でございます。協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置くということと、第2項には、事務局の職員は2町の長が協議して定めた者をもって充てるということで、2町から3名ずつ職員が出ております。それに加えて、浜坂町から臨時の職員1名を出していただいております。13条には、協議会に必要な経費は2町が均等に負担することにいたしております。14条、監査につきましては、会長が2町の学識の

監査委員を委嘱して行うということで、先ほど委嘱状を交付させていただきました。お願いさせていただいております。15条には、財務に関する事項といたしまして、予算の編成、現金の出納、その他財務に関して必要な事項は、浜坂町の例により会長が定めることにしております。

めくっていただきまして、5ページでございます。第16条には、報酬及び費用弁償ということで、皆様には報酬及び費用弁償を受けることができる旨を定めております。第2項に、委員以外の者に出席を求めた場合は、その者に対して費用弁償を支払うことができるとしております。3項では、報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、美西衛生施設一部事務組合の例により会長が別に定めるということとしております。

附則といたしまして、この規約は、2町の長が定めた日から施行するということで、平成15年10月20日から施行する協議書が取り交わされております。

以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。

第1号の報告について、御質問のあります方は挙手をして、恐れ入りますが、町名と氏名を名乗ってから質問をお願いしたいと思います。ありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 質問ないようでございますので、御承認いただいたものと決定いたします。

次に、報告第2号、協議会規約に関する協議書等についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 では、6ページをお開きいただきたいと思っております。報告第2号、規約に関する協議書等について。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書、浜坂町・温泉町合併協議会事務局職員の事務従事に関する確認書、及び浜坂町・温泉町合併協議会委員等の公務災害に関する確認書について報告する。平成15年11月4日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書等について。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書、浜坂町・温泉町合併協議会事務局職員の事務従事に関する確認書及び浜坂町・温泉町合併協議会委員等の公務災害補償に関する確認書を取り交わしたので、別紙のとおり報告する。平成年月日承認。

めくっていただきまして、7ページをお願いいたします。浜坂町・温泉町合併協議会規

約に関する協議書。本協議書は、協議会規約第6条第1項、第10条第4項、第7条第1項、第8条第2項、第12条第2項及び第14条第1項に規定する内容については、次のとおり定めるものでございますが、平成15年10月17日付で2町の町長の協議書が調っております。

第1条には、会長及び副会長ということで、別表1のとおりとするということで、9ページに定めております。2項には、会長、副会長は、委員としての責務を持つものとするとして定めております。第2条、議長、副議長でございますけれども、別表2のとおりとするということで、同じく9ページに定めております。また、2項で、議長、副議長は、委員としての責務を持つものとするということも定めております。第3条には、委員の規定といたしまして、1項には、各議会が選出する議員は別表3のとおりとする。なお、2項には、学識経験を有する者は別表4のとおりとするとして定めてありまして、同じく9ページに掲載いたしております。4条には、顧問を定めてありまして、顧問は別表5で9ページのとおり、丸上県会議員に御依頼をいたしております。5条には、事務局の組織でございますけど、組織は別表6に10ページに規定をいたしております。事務局長以下、事務局次長、各係の事務局体系を掲載しております。2項には、事務局の職員を別表7の方に規定をいたしております。10ページにうたっております。第6条は、監査委員でございますけれども、監査委員も同じく10ページに、別表8に掲げてございます。7条には、規約の施行日は平成15年10月20日とすると定めております。

次の12ページをお開き願いたいと思います。次に、浜坂町・温泉町合併協議会事務局職員の事務従事に関する確認書でございますが、第1条に、職員はそれぞれの団体の身分を有し、その身分を有する団体の事務従事命令により、協議会事務局の事務に従事するというので、身分はあくまでそれぞれ出身町の身分を有することとしております。2条には、給与ということで、それぞれの団体の規定に基づき支給することにいたしております。3条は、旅費ということで、浜坂町の例により協議会が支給することにいたしております。4条は、服務ということでございますが、勤務時間、勤務条件等につきましては、事務所がありません浜坂町の例によるということにいたしております。5条には、分限及び懲戒ということがあります。6条には、公務災害補償、7条には、共済組合等のことを規定をいたしておりますが、このことにつきましては、関係町がそれぞれ出身町で行うことといたしております。8条には、報告事項についてでございますけれども、それぞれの団体から会長への報告、また会長からそれぞれの団体への報告について定めてございます。

次に、14ページをお願いいたします。浜坂町・温泉町合併協議会委員等の公務災害補償に関する確認書でございますが、これも平成15年10月17日付で確認書を取り交わしております。

第1条には、制度の適用をうたっております。1項では、原則、委員等を選出した町の制度を適用することにいたしております。2項では、町の制度を適用する委員等に係る公務災害補償保険に加入する旨を定めております。3項には、町の制度が適用されない委員等につきましては、別途保険に加入するということございまして、このような方につきましては、協議会が加入するということになります。それから、第2条には、経費の負担ということで、委員等を選出した町が負担することとされております。

以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。

第2号についての質問があります方は挙手でお願いいたします。質疑ありませんか。

小林委員。

小林委員 立ってやりますか。

松元議長 お願いします。

小林委員 浜坂町の小林です。たわいもない質問ではございますけれども、今いろいろ説明をされた中で、解散についての説明に触れないように事務局はされてると思うんですけども、何か意図があるのでしょうか。

松元議長 事務局、説明をお願いいたします。

局長。

阪本事務局長 済みません。特に意図はございません。触れないということよりも、ちょっと時間の方、気をせいいております、触れなかったことにつきましては申しわけありませんけれども、特に意図はございませんです。

松元議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

田中要委員。

田中(要)委員 焦られるのもいいんですけども、こういうきちっと示し、それから理解をしていただかなければならない事項については割愛はしないということをやっていたかんと、これはあくまで報告だといって、我々が承認するということについて、聞いて

いる報告内容と聞いていない報告内容が載っとなるわけでありますから、きちっとその辺のところは、事務局の方として対応願うのが妥当だというふうに思うんですので、よろしくをお願いします。

松元議長 ただいま、お二人からの意見がございましたように、重要事項とするところは必ず触れておくようお願いしたいと思いますので、今回の件につきましても簡単な説明を局長よりお願いいたします。

阪本事務局長 それでは、5ページの方をお開きいただきたいと思いますが、規約……。これは終わりましたか、失礼しました。

松元議長 ですから、解散は8ページの第10条。

田中(要)委員 私の聞いたんは、終わったやつをさかのぼってやれという意味じゃないんです。これからはしてという意味です。

阪本事務局長 失礼しました。

田中(要)委員 報告したやつをもう一遍報告してもらってきても困るわけだ、こっちも。

松元議長 わかりました。

田中(要)委員 だから、これからの分については、これだけは言うておかなきゃならんという部分についてはきちっと言うていただくということなんです。

松元議長 ですから、解散についての件がありますというだけ言うていてください。

阪本事務局長 それでは、8ページなり、13ページ……(発言する者あり)。

松元議長 ありますということだけ言うていてください、ありましたということだけ。

阪本事務局長 そういうことで、失効の規定がありますし、定めのない事項につきましては、2町の長が協議して定めるというふうなことにいたしております。

松元議長 御苦労さんです。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、報告第2号については、御承認いただいたものと決してよろしいでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように御承認いただいたものと決定いたします。

次に、報告第3号、幹事会規程についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明

をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 16ページをお願いいたします。報告第3号、浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程について。浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程について報告する。平成15年11月4日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程について。浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程を別紙のとおり制定したので報告する。平成年月日承認。

17ページをお願いいたします。幹事会の規程でございます。第1条、趣旨でございます。浜坂町・温泉町合併協議会規約第11条第2項の規定に基づきまして、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものといたしております。第2条につきましては、所掌事務ということでございまして、会長の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について、協議会は協議または調整することを所掌事務といたしております。第2項には、前項に定めるもののほか必要な事項について、協議または調整するものと定めております。3条につきましては、幹事でございます。幹事は別表に掲げる職にある者をもって充てるとされておりまして、右のページに載せておりますけども、助役、浜坂町では企画総務課長、温泉町では総務課長とかということで、3名ずつで構成いたしております。4条には、組織。幹事会は幹事をもって組織するというにしておりますし、2項では、幹事会に幹事長及び副幹事長を置くことを定めております。幹事長に浜坂町の脇本助役様、それから副幹事長に温泉町の北村助役がその職につかれております。5条については、会議は随時開催することにいたしております。6条に、会議の運営でございますけども、幹事長は会議の議長となる旨や、2項には、副幹事長は幹事長を補佐し、その職務を代理する旨を定めております。7条に幹事会に専門部会を置くことができることを決めさせていただいております。8条は、関係者の出席でございますけども、必要に応じて職員等の出席を求めることができる旨を決めさせていただいております。9条は、報告事項ということで、幹事会の協議、経過及び結果につきましては、会長に報告するようにさせていただいております。また、10条には、幹事会の庶務ということで、合併協議会の事務局において処理をするということにさせていただいております。それから、補則といたしまして、第11条に、必要な事項は別に定めることにさせていただいております。

附則といたしまして、平成15年10月20日から施行することにいたしております。

次のページをお願いいたします。19ページには、幹事会の申し合わせ事項でございま

す。1つ目に、会議の定例開催についてでございますけれども、開催日は毎月第1水曜日、開催時間は午後1時30分から、場所は浜坂町で開催することにいたしております。2つ目に、会議内容につきましては、協議会に提案する協議内容等について協議または調整するものでございます。3つ目に、会議の結果につきましては、先ほど申し上げましたように、2町の長に速やかに報告するという旨を決めさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 説明は終わりました。

第3号についての質問のある方はお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 質疑はないようでございますので、報告第3号は、御承認いただいたものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、承認いただいたものと決定いたします。

次に、報告第4号、専門部会設置規程についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 それでは、20ページをお願いいたします。報告第4号、浜坂町・温泉町合併協議会専門部会設置規程について。浜坂町・温泉町合併協議会専門部会設置規程について報告する。平成15年11月4日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。浜坂町・温泉町合併協議会専門部会設置規程について。浜坂町・温泉町合併協議会専門部会設置規程を別紙のとおり制定したので報告する。平成年月日承認。

21ページをお願いいたします。ここでは、専門部会設置規程を定めております。第1条で、趣旨ということで、専門部会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるというものでございます。第2条は、所掌事務ということで、合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議または調整するということにいたしております。第3条は、組織ということで、専門部会は別表に掲げる所管課の長及び事務事業の担当者をもって組織することにいたしております。右、22ページの別表でございますけれども、10の部門で専門部会を設置をさせていただいております。それから、第4条は、役員ということで、専門部会に部会長を1名、副部会長を1名を置くことにいたしております。5条には、役員の職務ということで、部会長、副部会長それぞれの職務を掲げてございます。第6条は、

会議でございます。会議は、幹事長の要請により、または部会長が必要に応じて随時開催するものということで定めております。2項には、部会長は部会の議長になること、また3項には、必要に応じて関係職員の出席を要請することができることや、4項には、関係する部会と合同の会議を開催することができる旨を定めております。7条には、報告ということで、部会長はそれぞれの協議の経過や結果につきまして、幹事長に報告する旨を定めております。8条は、庶務ということで、専門部会の庶務は事務事業ごとに割り当てた担当者が行うということにいたしております。9条は、補則でございます。

附則といたしまして、この規程は、平成15年10月20日から施行することにいたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 説明は終わりました。

第4号について質問がありますか。ありませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 それでは、質問がないようですので、報告第4号は、御承認いただいたものと決定いたしたいと思っております。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 異議なしと認めます。

次に、報告第5号、協議会事務局規程についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 23ページをお願いいたします。報告第5号、浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程について。浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程について報告する。平成15年11月4日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程について。浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程について別紙のとおり制定したので報告する。平成年月日承認。

右の24ページをお願いいたします。浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程でございますけれども、第1条では、趣旨を定めております。合併協議会の事務局に関し必要な事項を定めるというものでございます。第2条の事務局は、事務局の所掌事務でございますけれども、第1号に、協議会の会議に関する事。第2号に、協議会の協議資料の作成に関する事。第3号に、協議会の庶務に関する事。第4号に、その他協議会の運営に関し



必要な事項ということで、4つの仕事を定めております。第3条では、職員等ということで、事務局の職員として事務局長、事務局次長、主幹、係長、その他必要な職員を置くことにいたしております。2項には、事務分掌ということで、別表のとおりとするということですが、26ページの別表で定めておりますけれども、総務係、計画係、調整係、電算・情報係の4つの係にそれぞれの事務分掌を掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。第4条は、職員の職務ということで、事務局長は事務を総括する。2項には、事務局次長は、1つには係の統括及び連絡調整、第2号には、国県との連絡及び調整、第3号には、事務局長の職務補佐、4号には、欠けたときには職務代理と定めております。3項には、主幹及び係長の職務を掲げております。1号に、係に属する業務の調整、あるいは2号には、職員の指揮監督ということでございます。第5条、決裁でございますけれども、会長が決裁する事項は次のとおりとするということで、5つ掲げてございます。協議会の運営に関する基本方針の決定。第2号では、協議会に提案する議案の決定。3号には、予算及び決算。4号には、規程等の制定改廃。5号には、その他特に事務局長が重要と判断する事項につきましては、会長の決裁ということでございます。

次のページをお願いいたします。第6条には、事務局長の専決事項を4つ掲げております。1つには、物品の購入、その他契約の締結に関する事。2号には、物品及び現金の出納に関する事。3号には、職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事。4号には、その他軽易な事項に関する事。こういうことにつきましては、事務局長の専決ということにさせていただいております。7条には、文書の取り扱いにつきましても、事務所の所在ということで、それぞれの対応につきまして、浜坂町の文書取扱規程等の規定を準用することといたしております。8条には、職員の職務におきましても同様に、浜坂町の例によるということにさせていただいております。それから、9条の給与につきましては、それぞれの所属する町が負担するということを定めております。2項で、職員の旅費につきましては、浜坂町の例により協議会が支給するということにいたしております。10条には、委任ということで、必要な事項は会長が別に定めるということで、附則といたしまして、平成15年の10月20日から施行するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。第5号について質問のある方はどうぞ。質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 質問がないようですので、報告第5号は、御承認いただいたものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように御承認いただいたものと決定いたします。

次に、報告第6号、公印に関する規程についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 27ページをお願いしたいと思います。報告第6号、浜坂町・温泉町合併協議会公印に関する規程について。浜坂町・温泉町合併協議会公印に関する規程について報告する。平成15年11月4日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。浜坂町・温泉町合併協議会公印に関する規程について。浜坂町・温泉町合併協議会公印に関する規程を別紙のとおり制定したので報告する。平成年月日承認。

28ページでございます。ここには公印に関する規程を定めておりますが、第1条で、趣旨ということで、公印の管理、使用等について必要な事項を定めるということで、定めております。それから、第2条では、公印の種類及び保管者ということで、公印の種類は会長印及び会長職務代理者印といたしまして、その管理者は事務局長とするということに決めております。第2項で、公印管理者が不在のときには、事務局の次長が代理することにいたしております。第3条で、公印のひな形及び寸法につきましては、29ページの別表のとおりということでございます。第4条の公印の管理につきましては、公印を厳正に取り扱い、原則として錠を施さなければならないということにいたしております。第2項につきましては、保管場所以外には持ち出してはならないという定めにしてあります。3項は、公印台帳を備え、登録しておかななければならないといたしております。それから、第5条は、公印の調製、改刻及び廃棄につきましては、会長の承認を受けなければならないということにいたしておりますし、また2項では、盗難、紛失、偽造等の事故があったときには、会長に報告しなければならないと定めてあります。第6条の公印の使用でございますけれども、公印管理者に決裁文書を提示し、その承認を受けた後に押印することとすることを決めてあります。なお、第2項で、決裁文書がないときは、公印使用簿に記載しなければならないとしてあります。第7条は、公印の刷り込みがある場合には、会長の承認を受けなければならないと定めてあります。

附則といたしまして、平成15年10月20日から施行することにいたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。第6号について御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 質疑ないようですので、報告第6号は、御承認いただいたものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように御承認いただいたものと決定いたします。

次に、報告第7号、財務規程についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 では、31ページをお願いいたします。報告第7号、浜坂町・温泉町合併協議会財務規程について。浜坂町・温泉町合併協議会財務規程について報告する。平成15年11月4日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。浜坂町・温泉町合併協議会財務規程について。浜坂町・温泉町合併協議会財務規程を別紙のとおり制定したので報告する。平成年月日承認。

32ページをお願いいたします。ここには、財務規程でございますけれども、第1条、趣旨でございます。協議会の財務に関し必要な事項を定めるものということとされております。第2条に、予算ということで、予算は、各町からの負担金、それから繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務の管理、執行に関する経費をもって歳出とすると定めております。第3条は、予算の調製等でございますけれども、会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならないと定めております。第2項には、会長は前項の規定により協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに2町の長に送付しなければならないと定めております。3項につきましては、会計年度は毎年4月1日に始まって、翌年の3月31日をもって終わる旨を定めております。第4条には、補正が必要な場合には、2町の長に申し出るものということでございますし、第2項には、2町の長が額を決定したときは、会長は補正予算を調製し、会議を経なければならないとされております。第3項には、その場合は、会議を経たときには、前条第2項の規定を準用する旨を掲げてございます。5条は、予算の区分のことでございます。それぞれ歳入予算の区分につきましては別表1のとおり、それから歳出予算の区分は別表2のと

おりということで、次のページの下段にそれぞれ掲載しておりますので、よろしくお願ひ  
したいと思ひます。それから、第6条でございますけれども、出納及び現金の保管でござい  
ますけれども、出納は会長が行うことを定めております。第2項では、現金は金融機関に  
預金する等、確実な方法によって保管しなければならないと定めております。

第7条は、出納員でございますけれども、事務局職員のうちから出納員を命じることがで  
きる規定になっておりまして、事務局長がその命を受けております。それから、2項には、  
出納員は会長の命を受けて協議会の出納、その他会計の事務を処理するというところで規定  
をいたしておりますし、3項には、その事務の一部を出納員に委任することができること  
も規定いたしております。8条は、決算のことでございますけれども、毎会計年度終了後、  
決算を調製し、監査に付した後、会議を経なければならない旨を規定いたしております。  
2項には、その協議会の会議を経たときは、決算の写しを2町の長に送付しなければならない  
ということ定めております。それから、9条は、準用規定でございますし、附則と  
いたしまして、第1項で、施行日といたしまして、平成15年10月20日から施行する  
ということにしております。それから、2項では、読みかえ規定といたしまして、協議会  
の最初の会計年度につきましては、第3条第1項の「年度開始前に」とあるのは、「協議会  
設置後最初に開催する」と読みかえることにいたしております。それから、3項では、経  
過措置といたしまして、協議会の最初の会計年度につきましては、第3条第3項の規定に  
かわらず、この規程の施行の日に始まるものとするということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。第7号について御質問のある方は挙手をお願いいたします。質問ござ  
いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 質問ないようですので、報告第7号は、御承認いただいたものと決定してよ  
ろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように御承認いただいたものと決定いたします。

次に、報告第8号、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についてを議題とし、  
会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 34ページをお願いいたします。報告第8号、浜坂町・温泉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について。浜坂町・温泉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について報告する。平成15年11月4日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。浜坂町・温泉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について。浜坂町・温泉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を別紙のとおり制定したので報告する。平成年月日承認。

35ページをお願いいたします。浜坂町・温泉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程でございます。第1条には、協議会の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるということを規定いたしております。第2条、報酬の額でございますけども、協議会の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員が会議等に出席した場合の報酬は日額6,000円、監査委員は日額7,500円とする。ただし、浜坂町・温泉町2町のそれぞれの長及び兵庫県の職員につきましては、これを支給しないこととしております。第3条、費用弁償でございますけども、委員等及び委員以外の者が会議等に出席した場合の費用弁償は、実費とすると定めております。ただし、2町の長にはこれを支給しないと定めております。第2項につきましては、委員等が出張したときの費用弁償につきましては、美西衛生施設一部事務組合の例により計算させていただきます。それから、第4条は、支給の方法でございますけども、同じく美西衛生施設一部事務組合の例により支給をすることとさせていただきます。

それから、附則といたしまして、平成15年10月20日から施行することといたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。第8号について、質問のある方は挙手をお願いいたします。質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 質問がないようですので、報告第8号は、御承認いただいたものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、そのように御承認いただいたものと決定いたします。

次に、報告第9号、平成15年度協議会予算についてを議題とし、会長にかわり事務局

に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 36ページをお願いいたします。報告第9号、平成15年度浜坂町・温泉町合併協議会予算について。平成15年度浜坂町・温泉町合併協議会予算について報告する。平成15年11月4日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。平成15年度浜坂町・温泉町合併協議会予算について。平成15年度浜坂町・温泉町合併協議会予算を別紙のとおり調製したので報告する。平成年月日承認。

まず、42ページをお開き願いたいと思います。歳入でございますけども、第1款で分担金及び負担金ということで、2町の負担金で合わせて990万円。各町それぞれ495万円の均等割ということで、合計が今言いました990万円をお願いすることにいたしております。それから、2款諸収入でございますけども、座とりということで、合わせ2,000円を計上をさせていただいております。内容につきましては、1項が預金利子が1,000円、2項の雑入が1,000円でございます。したがって、歳入総額は990万2,000円でございます。

次に、43ページの歳出をごらんいただきたいと思います。ここでは、歳出、第1款協議会費ということで、第1項第1目でございますけども、1節の報酬で71万4,000円ということで、協議会委員の報酬6回分、それから監査委員の報酬2回分を計上させていただいております。それから、4の共済費につきましては1万円を計上させていただいております。これは公務災害補償の確認書に基づくものでございます。それから、9の旅費につきましては、費用弁償につきましては6回分の協議会に係るものを計上させていただいておりますし、普通旅費につきましては、職員の出張旅費でございます。合計21万円でございます。11の需用費につきましては166万1,000円ということで、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料ということで、それぞれ掲げてございます金額を計上させていただいております。12の役務費につきましては、これは郵便代、電話代でございますけども、合わせて37万9,000円でございます。13の委託料につきましては、415万2,000円ということで、会議録、建設計画、それから公共ネットワークの費用などをトータルでそれだけの金額を計上させていただいております。14の使用料及び賃借料でございますけども、111万7,000円でございます。パソコン等の機械の借り上げ料、それからコピーの使用料、それから自動車リース代等でございます。なお、事務所の使用料もここに23万6,000円掲げてございます。18の備品購入費につき

ましては24万4,000円でございます。机が2つといすが4つを計上させていただいております。それから、19の負担金補助及び交付金ということで128万5,000円、これは臨時職員の浜坂町へ対する負担金でございます。それから、23の償還金利子及び割引料につきましては3万円で、これは一時借入金の利子でございます。2款の予備費では、座とりということで10万円を計上させていただいております。歳出につきましても、歳入と同額の990万2,000円を計上させていただいております。

戻っていただきまして、38ページをお願いいたします。そういうことで、第1条で歳入歳出のそれぞれの予算は、申し上げましたように990万2,000円でございます。第2条の一時借入金といたしまして、最高額を300万円と定めております。それから、第3条に、予算の流用ということで、予算額に不足が生じる場合は相互に流用することができる旨を定めさせていただいております。平成15年10月20日に提出ということで、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

松元議長 説明終わりました。

質疑に入りますが、この内容につきましては、明細書から質疑をそれぞれお伺ひしたいと思います。

初めに、歳入につきまして、42ページ、質問がありましたらお受けいたしますがございませんか。よろしいですか。

43、44の歳出につきまして、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 全体で質問ありましたら。ございませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 質問がないようでございますので、報告第9号は、御承認いただいたものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、そのように御承認いただいたものと決定いたします。

ここで、休憩をしたいと思います。正面の時計で3時20分まで休憩したいと思います。

〔休 憩〕

松元議長 それでは、これより会議を再開いたします。

それでは、これより協議事項に入ります。

協議事項の提案説明をお願いいたします。

会長。

中村会長 協議事項につきましては、協議第1号、浜坂町・温泉町合併協議会の会議運営規程について、協議第2号、傍聴規程について、協議第3号、同じく会議録の閲覧規程について、協議第4号、協議会の申し合わせ事項について、協議第5号、合併の理念について、協議第6号、合併協定項目について、協議第7号は、事務事業調整方針の原則について、協議第8号、合併の方式について、協議第9号、合併の期日について、計9協議の御協議をお願いするものであります。

内容につきましては、その都度事務局より説明をさせます。審議をいただきまして、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

松元議長 それでは、協議第1号、協議会会議運営規程についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 それでは、45ページをお願いいたします。協議第1号、浜坂町・温泉町合併協議会会議運営規程について。浜坂町・温泉町合併協議会会議運営規程について提出する。平成15年11月4日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。浜坂町・温泉町合併協議会会議運営規程について。浜坂町・温泉町合併協議会会議運営規程を別紙のとおり制定する。平成年月日確認・継続審議。

浜坂町・温泉町合併協議会会議運営規程の規定でございます。第1条は、趣旨といたしまして、会議の運営に関し必要な事項を定めるものとされておりまして、第2条の会議には、会議は原則公開とすると定めております。ただしとありますけれども、出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとされておりまして、2項には、会議の運営につきまして、公平かつ公正な協議ということと定めております。第3条は、議長等の責務でございますけれども、副議長と連携しながら迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならないということと定めております。第4条でございますけど、会議の開閉でございます。会議の開会及び閉会は、議長が宣言すると定めておりますし、第2項には、議長は会議録署名委員2名を指名することも定めております。第5条では、会議の進行につきましては、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とするということで、1項に定めておりますし、2項には、意見が分かれ、表決が必要と議長が認めた場合、議長は会議に諮った上、出席委員の過半数の同意により表決を行い、3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとするという規定をさせていただいております。



6条は、傍聴でございます。会議は傍聴することができるということです。

それから、第7条に、会議録ということで、議長は会議録を調製するということがございます。第8条は、会議録の公開ということで、会議録及び会議に提出された文書は原則として公開とするということで定めておりますし、9条は、規律ということで、会議中、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならないということを定めております。第10条には、関係者の出席ということで、議長は会議に関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができるとされております。11条には、補則を定めております。附則といたしまして、平成15年11月4日、本日から施行することとされております。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。協議第1号について、質問のある方は挙手とともにお願いいたします。

田中要委員。

田中(要)委員 これは、協議会の会議運営についてでありますので、一つお尋ねをしますが、9月18日の日に5町合併が解散となったわけでありましたが、その経過の中で、その1年間、町長、議長会という会が開かれ、それぞれ密室であるとか、談合であるとか、いろいろ言われてきたわけでありますが、今協議会におきましては、時として必要あると思うんですが、そういうやり方ということについては、原則公開という意味の中でぜひ最小限にとどめていただくことが妥当ではないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

松元議長 会長。

中村会長 町長会、議長会等の御指摘がありますが、御指摘がありましたように、原則として、そういう会議が生じましても公開として努めるようにしていきたいというふうに思っております。秘密会議等は余りよくないというふうに思っておりますから、会議があっても公開ということでしていきたいというふうに思っております。以上であります。

松元議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、ないようですので、協議第1号は、御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ないようです。第1号は、そのように御確認いただいたものとし、決定いた

します。

協議第2号、協議会傍聴規程についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 48ページをお願いいたします。協議第2号、浜坂町・温泉町合併協議会傍聴規程について。浜坂町・温泉町合併協議会傍聴規程について提出する。平成15年11月4日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。浜坂町・温泉町合併協議会傍聴規程について。浜坂町・温泉町合併協議会傍聴規程を別紙のとおり制定する。平成年月日確認・継続審議。

次の49ページをお願いいたします。傍聴規程でございますけれども、第1条には、その趣旨を掲げてございます。第2条には、傍聴席の区分ということで、傍聴席は一般席及び報道関係者席に分けることにいたしております。第3条には、傍聴人の定員ということで、会場の規模に応じて調整することといたしております。第4条は、傍聴の手続きでございますけれども、傍聴者は住所、氏名を傍聴人受付簿に記入して、傍聴証を受けてから入るといいますか、入場ができるということにいたしております。様式につきましては、51ページに記載のとおりでございます。第2項で、開会の予定時刻の15分前から受付簿の順番に傍聴証を交付することにいたしております。第5条は、傍聴証の返還について規定をいたしております。第6条は、会場に入ることができない者といたしまして、他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者につきましては、第1号で会場に入ることができないということにさせていただいておりますし、4号では、録音機、カメラの類を携帯している者につきましては、議長の許可を得た者以外の者はだめだということにさせていただいております。第7号には、酒気を帯びている者という方もだめでございます。第2項には、幼児及び乳幼児は傍聴席に入ることができないとされておりますので、お子さん方は預けてきていただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いいたします。

第7条は、傍聴人の守るべき事項ということを掲げております。第1号には、拍手、その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。第2号には、私語、談笑等、会議の妨害になるような行為をしないこと。それから、4号でございますけど、携帯電話の電源を切ることとされております。それから、6号には、みだりに席を離れないことと。傍聴者全員にイスを用意させていただきますので、立ち席はないということによろしく願います。

たします。それから、第8条でございますけども、写真、映画等の撮影及び録音等の禁止を掲げております。ただしということで、議長の許可を得た場合はこの限りでないということで、新聞、報道関係者なり、議会や町広報の関係者なりにつきましては、許可をさせていただきます。9条につきましては、職員の指示ということで掲げておりますし、第10条には、傍聴人の退場ということで、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場をしていただくことになっております。第11条には、違反に対する措置ということで、指示に従わないときは、その方は退場していただくことができることを規定いたしております。第12条には、補則ということで掲げております。

附則といたしまして、平成15年11月4日から施行するということでございます。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。第2号についての質問を受けます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ないようですので、協議第2号は、御確認いただいたものとして決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように御確認いただいたものと決定いたします。

協議第3号、協議会会議録等閲覧規程についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 52ページをお願いいたします。協議第3号、浜坂町・温泉町合併協議会会議録等閲覧規程について。浜坂町・温泉町合併協議会会議録等閲覧規程について提出する。平成15年11月4日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。浜坂町・温泉町合併協議会会議録等閲覧規程について。浜坂町・温泉町合併協議会会議録等閲覧規程を別紙のとおり制定する。平成年月日確認・継続審議。

53ページをお願いいたします。会議録等閲覧規程でございます。第1条には、その趣旨を掲げてございます。第2条は、閲覧の請求でございますけれども、何人も閲覧を請求することができる旨を第1項に規定しております。第2項につきましては、申し出書を記載していただかなければならないということにいたしております。54ページにその様式

を掲げてございます。第3条は、閲覧に供する会議録等でございますけれども、当該文書の写しとするということを定めております。第2項には、会長は個人に関する事項等で、適当でないと思われる事項につきましては、閲覧に供しないことができるものとするということで掲げてございます。第4条では、閲覧の場所及び時間でございますけれども、場所につきましては協議会事務局、または町の指定する場所としておりますし、時間につきましては、執務時間内ということ定めております。第5条は、会議録等の複写等でございますけれども、閲覧者は会議録等を閲覧し、その内容を他に写すことができるということですし、第2項につきましては、乾式複写機を使用する場合、コピー機を使用する場合は、複写1回について30円ということ定めております。両面コピーの場合は60円ということになります。第6条は補則ということで定めておりますし、附則といたしまして、平成15年11月4日から施行することにいたしております。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。第3号について質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 質問はないようですので、協議第3号は、御確認いただいたものとして決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 そのように御確認いただいたものとし、決定いたします。

協議第4号、協議会の申し合わせ事項についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 55ページをお願いいたします。協議第4号、浜坂町・温泉町合併協議会の申し合わせ事項について。浜坂町・温泉町合併協議会の申し合わせ事項について提出する。平成15年11月4日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。浜坂町・温泉町合併協議会の申し合わせ事項について。浜坂町・温泉町合併協議会の申し合わせ事項を別紙のとおり定める。平成年月日確認・継続審議。

56ページをお願いいたします。浜坂町・温泉町合併協議会の申し合わせ事項でございます。1つ目に会議の定例開催についてでございます。開催日につきましては、毎月第3水曜日ということにいたしております。開議時間につきましては、午後1時30分から。場所につきましては、2町の持ち回りといたしております。ここに掲げておりますのを定

例会といたしておりますけれども、臨時の開催は事務局でまた調整を図りながら、皆様方には早目にお知らせしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

2つ目に、事前提案の原則といたしまして、協議を行う会議の前の会議、または会議資料の事前配付により、事前提案をさせていただきます。会議前の会議といたしますのは、1つ前の会議でございますけど、題名のみをさせていただきたいとしますので、よろしく願いしたいとします。

3つ目に、会議の表決でございます。正副会長、正副議長は、会議において表決が行われる場合、表決権を有するものとするということを定めておりますし、4つ目に資料提供の扱いということで、資料は傍聴者に配付することにいたしております。

5つ目に、正副議長の発言機会についてということで、正副会長、正副議長が意見を述べることにつきましては、あえてその発言を制限する理由はないものとするということで、発言をいただきたいというふうにしております。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。第4号について質問のある方はお願いいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 ないようですので、協議第4号は、御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 異議なしのようでございます。そのように御確認いただいたものとし、決定いたします。

協議第5号、合併理念についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 57ページをお願いいたします。協議第5号、合併の理念について。合併の理念について提出する。平成15年11月4日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。合併の理念について。合併の理念を別紙のとおり定める。平成年月日確認・継続審議。

58ページでございますけども、合併する場合は、合併の理念が必要であるとの認識から御提案申し上げるものでございます。

朗読させていただきます。合併の理念について。1つ、住民の住民による住民のための合併を基本理念とします。住民の立場に立って、住民サービスの維持・向上を図ります。

1つ、1万9,000人の住民が夢と自信と誇りの持てる地域づくりを実践します。1つ、21世紀の新しいまちづくりを目指します。夢のあるまちを残していきます。2町が持っているそれぞれの地域の人材、文化、産業等の地域資源を有機的に連携・活用しながら、新しいまちづくりを目指します。1つ、地方分権時代にふさわしい基礎的自治体をつくります。合併により自治能力の向上を目指し、総合行政を展開します。1つ、合併により行財政基盤を強化します。合併により地方行政の改革を進めてまいります。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。第5号についての質問はありませんか。

中井委員。

中井(登)委員 浜坂の中井です。表現の問題なんですけど、3つ目ですかね、夢のあるまちを残していきますって、どうもこれ表現が私よくわかりにくい。それから、もう一つ下の、地方分権時代にふさわしい基礎的自治体ってどんな自治体なんですかね、これ。もう少し何かこれはわかりやすい表現の方がいいんじゃないかな、こういうふうに思いますので、提言いたします。

松元議長 どうですかね。

じゃあ、副会長から。副会長お願いします。

馬場副会長 御指摘の、例えば2つ目に、この1万9,000人の住民が夢と自信と誇りの持てる地域づくりを実践しますということがありまして、その下にまた、夢のあるまちを残していきますってということで、この辺が少しくどいと言えなくどい。それからちょっとピントがぼけるといえばぼけるのかなというふうな気もいたしておりますので、この夢のあるまちを残していきますというところを削除をさせていただいたらというふうに思ったりするんですが、いかがでしょうか。そのことを協議をいただきたいと思います。

それから、基礎的自治体という言葉がよく使われるわけなんですけども、これがある意味では極めて中途半端で、はっきりと定義づけもないことから、この合併の議論というものがなかなか先行きしないというふうな実態もあろうかと思っておりますので、今の御意見につきまして、これは協議をいただいたらというふうに思います。

松元議長 今、副会長からの提案ですが、じゃあ、提案者の方でちょっと調整をしていただきたいと思います、休憩で。それを議題として、次に持っていききたいと思います。

暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

松元議長 会議を再開いたします。

会長の方から申し出があります。

どうぞ、会長。

中村会長 御指摘のありました件につきましては確かに問題点がありますので、継続審議とさせていただいて、幹事会等で再検討させていただいて、次回、修正するものは修正したりやしながら提案させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

松元議長 西脇委員。

西脇委員 温泉町の西脇です。意見として言っておきます、検討していただくために。

1番の住民の住民による住民のための合併を基本理念としますという、今回の合併は、住民発議による合併でなしに、いろんな背景があると思いますし、いかにも言葉のごろはいいですが、もう少し町民がぴたっとくる言葉をぜひ採用してほしいと思います。耳ざわりがよ過ぎてさらっと流れてしまう、こんなことでは。

松元議長 それでは、副会長の方から答弁いたします。

馬場副会長 実は、決して格好つけるわけではないんですけども、かつてのリンカーンの言葉に、デモクラシー・イズ・ガバメント・オブ・ザ・ピープル・バイ・ザ・ピープル・フォー・ザ・ピープルというのがありまして、これをやっぱり理念にすべきじゃないか。というのは、これは決してこの住民サイドから起こった合併ではないのではないかという意見がありますけども、やっぱり基本理念として常に住民の皆さんのことを思い描いているとう、その理念として押さえるべきではないかなあというふうに考えているところであります。

松元議長 ただいま、それぞれから御意見ございましたが、ほかにありますか。

西村委員。

西村委員 温泉町の西村でございます。2つ目の1万9,000人、この数字が果たして必要なものでしょうか。住民が夢と希望、自信とってというふうなことで十分に納得していただける文言ではなかりょうかなというふうなことを思いますけれども、その辺のところをよろしくお願いします。

松元議長 副会長。

馬場副会長 これ、私がちょっと提案をさせていただいたものですから、あえてお答えをしたいと思うんですが、浜坂町の人口が1万1,000、温泉町がざっと7,500。

これまでそれぞれ1万1,000人の浜坂町として存在し、7,500人の温泉町として存在してきた。このことは、やっぱり人口がふえればもっといいアイデアなり思いってのが出てくる。そのことをやっぱり明確にすべきではなからうかということで、足せば1万8,600ですから、四捨五入、切り上げいたしまして1万9,000人。1万8,000人の一か八かというよりも、行くんだというその思いというものを少しこの数字にさせていただいたということで、決してごろ合わせが主題ではなくて、やっぱりお互いに協調して、この1万9,000人の皆さんが結束をして、新たな町をつくっていくんだという思いを表現させていただいたというふうに思ってるんですけども。

松元議長 ほかに参考意見がございましたらあれですが、これで終わりのようでございます。この件につきましては、皆さん方からもありましたように、継続審議とさせていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、この協議第5号につきましては、継続審議とし、次回の協議会に持ち越したいと思しますので、御了解をお願いいたします。

では、次に、協議第6号、合併協定項目についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 59ページをお願いいたします。協議第6号、合併協定項目について。合併協定項目について提出する。平成15年11月4日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。合併協定項目について。合併協定項目を別紙のとおり定める。平成年月日確認・継続審議。

60ページをお願いいたします。合併協定項目といたしましては、基本項目を5つ、これは地方自治法なり合併特例法に基づいた項目でございます。それから、合併特例法の規定項目を次に5つ掲げてございます。それと、その他の協議項目といたしまして、12個のそれぞれの項目と、23項目には各種事務事業の取り扱いということで、それぞれ事業といたしまして16項目を掲げております。合計38の項目を提案させていただきますけれども、皆様の御意見や、会議が進むにつれまして、こういうことも必要、ああいうことも必要ということが出てくるかと思っておりますけれども、そういう場合には追加も十分考えられますけれども、現在のところはこの38項目を提案させていただきます。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。



質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ないようですので、協議第6号は、御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 御確認いただいたものとして決定いたします。

協議第7号、事務事業調整方針の原則についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

事務局長。

阪本事務局長 61ページをお願いいたします。協議第7号、事務事業調整方針の原則について。事務事業調整方針の原則について提出する。平成15年11月4日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。事務事業調整方針の原則について。事務事業調整方針の原則を別紙のとおり定める。平成年月日確認・継続審議。

このことにつきましては、先ほど御確認いただきました合併協定項目につきまして、その調整の原則を掲げたものでございます。

朗読をさせていただきます。事務事業調整方針の原則について。1、一体性確保の原則。新町に移行する際、住民生活に支障のないよう一体性の確保に努める。新町に移行する際、住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続、その他福祉、保健サービス、各種施設の利用、産業振興施設の推進、上下水道等、生活関連基盤の安定的な稼働など、住民生活にかかわる項目につきましては、混乱を来さないよう一体化に努め、円滑にサービスが提供できるように調整をいたします。

2つ目に、住民福祉向上の原則といたしまして、住民サービス及び住民福祉の向上に努める。現在、2町で行っている各種住民福祉サービスにつきましては、現行サービスの水準を低下させないことを原則とし、一元化できるよう調整する。また、整理統合が可能な類似の事業、及び同様の代替的な事業に集約できる事業につきましては見直しを行い、より充実した住民福祉施策の構築を目指します。

3つ目に、負担公平の原則。負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。各種使用料、手数料や各種税金など、住民が直接負担するものについては、その料金や税率について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮するとともに、激変緩和に配慮しつつ調整する。

4つ目に、健全な財政運営の原則。新町において健全な財政運営に努める。新町において、各種施策が安定して円滑に推進できるよう財源の確保に努めるとともに、経常経費、投資的経費のバランスのとれた財政運営を心がけ、地方分権の時代に対応できる健全な財政運営に努める。

5つ目に、行政改革推進の原則。行政改革の視点から事務事業の見直しに努める。現在及び今後の社会情勢も踏まえ、スクラップ・アンド・ビルドの視点に立った行政機構の再編成を行い、より効率的で機能的な組織の改革に努め、これからの進むべき自治体のあり方を視野に入れながら調整する。

6つ目に、適正規模準拠の原則。自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。新しい自治体の規模にふさわしい各種事務事業の規模について、既存の事業内容を見直し、適正規模となるよう、類似団体の状況も考慮しつつ調整するというものでございます。以上でございます。

松元議長 説明終わりました。

質疑に入ります。協議第7号についての質問がございましたら、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ないようですので、協議第7号は御確認いただいたものとして決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように御確認いただいたものとし、決定いたします。

協議第8号、合併の方式についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 63ページをお願いいたします。協議第8号、合併の方式について。合併の方式について提出する。平成15年11月4日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。合併の方式について。浜坂町、温泉町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。平成年月日確認・継続審議。

64ページをごらんいただきたいと思います。1番の調整方針といたしましては、同じことでございますので省きますけども、2番目の根拠につきましては、合併特例法では、合併の方式については新設または編入合併と定められております。それから、今回、新設合併ということにさせていただいた理由でございますけども、浜坂町、温泉町がその区域

の全部をもって新たな町を設置するため、新設合併するというものでございます。新設合併と編入合併の比較検討をいたしますと、市と町、あるいは財政、人口等が大きく異なる場合は、編入合併が通常でございます。けれども、町と町、あるいは財政、人口規模が似た自治体の場合の合併につきましては、新設合併が通常であるようでございます。

その参考項目といたしまして、新設合併のみを申し上げますと、定義といたしましては、2以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うものということでございます。それから、法人格の取り扱いでございますけれども、すべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生するというものでございます。なお、名称、事務所の位置につきましては、新たに制定する必要がございます。また、特別職のうち、首長の身分でございますけれども、法人格が消滅することに伴い、その身分を失うということになっております。議会議員の身分でございますけれども、原則といたしましては、合併と同時にすべての議員がその身分を失います。特例といたしまして、1番、2番に掲げてございますように、1番では、定数特例、2番では在任特例ということで、そういう規定がございます。

それから、農業委員会の身分でございますけれども、めくっていただきまして、原則はすべて失職することになっております。特例といたしまして、被選挙権を有する方っていいですか、選挙で出られた方につきましては、10人から80人の範囲で1年以内の在任ができる旨が規定をされております。それから、助役、収入役、教育長等は、その身分を失うということとされております。一般職の職員の身分でございますけれども、新しい町に引き継がれることになっておりますし、条例、規則等につきましてはすべて失効いたします。そのために、新たに制定をしなければならないということにされております。その時期につきましては、即時にせないけないもの、暫定的にさせていただかないけんというふうなものがございますけれども、またこれはその都度提案させていただきたいと思っております。また、特別職につきましては、合併協定項目でまた新たな場で協議をお願いすることといたしております。以上でございます。

松元議長 説明終わりました。

質疑に入ります。第8号について、質問がある方は挙手でお願いいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 ないようですので、協議第8号は、御確認いただいたものとして決定してよ

ろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 そのように御確認いただいたものとし、決定いたします。

協議第9号、合併の期日についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 66ページをお願いいたします。協議第9号、合併の期日について。合併の期日について提出する。平成15年11月4日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。合併の期日について。平成17年3月31日までに合併する。平成17年3月1日を目標期日とする。平成年月日確認・継続審議。

めくっていただきまして、67ページでございます。調整方針といたしまして、先ほど申しましたように、3月31日までの合併ということと、3月1日を目標期日ということでございますけれども、ただし、合併特例法の改正の動向を考慮するということにいたしております。2つ目に、根拠でございますけれども、合併特例法の期限適用が平成17年3月31日限りとなっておりますので、そのようなことにさせていただいております。選定理由といたしまして、3月1日とする理由でございますけれども、合併協議及び合併準備にかかる期間が少ないために、3月1日ということにさせていただいておりますし、2つ目には、その他の日に設定した場合の影響ということで、期限日である3月31日を期日とした場合、その年度の会計は1日のみとなり、その1日のために予算、決算、その他手続等、事務処理に膨大な労力が必要となります。また、収入、支出が集中し、伝票、会計処理はもちろん、電算システム業務に相当な労力を要するというので、そのような理由で3月1日ということで掲げさせていただいております。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。第9号について質問を受けます。質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ないようですので、協議第9号は、御確認いただいたものとし、決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 御確認いただいたものとし、決定いたします。

次に、その他の件について事務局に説明させます。

事務局長。

阪本事務局長 その他の項目でございます。第2回の協議会の開催についてということで、お示しをさせていただいております。表紙の裏に、目次の一番下でございます。次回開催でございますけども、日時を平成15年11月12日水曜日1時半から、場所といたしましては、温泉町の夢ホールを予定をいたしております。

協議内容につきましては、1つに、事務所の位置について、2つ目には、名称について、3つ目に、新町建設計画についてということでございますけども、次回提案させていただくときには、題名をまちづくり計画についてというふうなソフトな表現に変えさせていただきたいというふうに思っております。内容につきましては、将来構想を策定する方針についてを内容とさせていただきます。それから、4つ目につきましては、電算システム関係事業の取り扱いについてということを御提案申し上げたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。御質問のある方、どうぞ。

中井委員。

中井(登)委員 質問ではないんですが、もう終わりますんで、どこかその中で発言の場がありますか。この場でいいですか。

松元議長 この件について、今、説明のあった件について、今お受けしたいと思いたが。

ただいま説明のありました件について質問ありませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 ないようでございますので、その他、どちらからでも結構でございます。

中井委員。

中井(登)委員 浜坂の中井です。先ほどの議論の中で、合併理念の提案がありました。私それを議論を聞いていて、やっぱり事務局と幹事会との連携が甘いなあと、そんなところをかいま見ました。5町合併のときに私は気づいておったんですが、非常にあの当時から見ると、最も大切な役割を持たなきゃならない幹事会が事務局との連携が非常に弱いということを感じましたので、その反省も含めて、今後のこの2町の合併は私は、5町のとくときと比べてもっともっと厳しい合併の宿命的課題を負うんではないかと。その場合にはさらに厳しい究極の行政改革、財政改革が求められるなあとと思いますので、合併がスム

一ズにいくためにも、私はぜひとも期待を込めて幹事会の重要な役割を果たせるだけの機能を発揮してもらいたいと。それをぜひお願いを申し上げたいというふうに思います。先ほどの理念の中で少しかいま見ましたので、これはいかんぞと、これからもしっかりとしとらなあかなあということを感じましたことを含めまして、期待を込めて幹事会にお願いしたいと。特に会長さんには、幹事会をよく動かして、ひとつよろしくお願いしたいと、こういうふうに思います。

松元議長 ただいまのその他の御意見ですが、答弁ございましたら。

会長。

中村会長 当然のことでありまして、事務局と幹事会、既に調整会議等を持っておりますが、御指摘の面は重要な面でありますから、さらにこういった協議会を持つまでに十分協議、議論させて提案させるというような型をつくっていきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

松元議長 その他。

田中満穂委員。

田中（満）委員 私は、5町合併を傍聴を何回かいたしましたけれども、途中でどうもこの合併は不調に終わるんでないかなと、こう思っておりましたところ、6月に入りましてから、庁舎の位置の問題で、馬場町長が発言をなされまして、それを契機に今までの、要するにお上手といえますか、3町、浜坂町と香住町が庁舎を2つともが引かずに対立というか、公聴になっておりましたんで、あとの3町、動向どうだろうかあと聞いておりましたけど、みんな本音を言わずに過ぎて、こんな状態では恐らく不調だろうなあと思ったら、先ほど言うように、馬場町長が火つけ役といえますか、そういうことになって、それは多分、それに呼応して町会議員の方々も全く賛同といえますか、それは根本的には温泉町民の声がバックにあるだろうと思っておりました。

そういうような形で、僕はきょうお願いしたいなあと思っておりましたところ、順番がまず事務所の位置、その次が町名、次が将来、次が電算ということでしたので、私はまず庁舎位置が決まらなったら、話は進めてもむだだと。まず、もう徹底的に庁舎位置を決めてから、庁舎位置決まらなったら、もうこれ何ぼ町名つくたって、いろんな将来展望してみたところで、必ずめげますから、庁舎位置がもう決まるまで徹底的に順番的にやっていただきたいなと、こう思っておりますので、事務局の方の意向もあるでしょうけど、私のそういう意見も十分取り組んでいただきたいなと思いますんで、会長さん、どうでしょ

う。

松元議長 あの、次の議題となっておりますので、翌月の運営で出てくると思いますので、その時に出していただきたらと思いますけど。

田中（満）委員 あ、そうかな。わかりました。

松元議長 その他ありますか。よろしゅうございますか。

それではないようですので、これをもちまして説明とその他についてを終わりたいと思います。最後に閉会のあいさつを副会長であります馬場町長からお願いしたいと思います。

馬場副会長 それでは、浜坂町・温泉町の第1回目の合併協議会をこれで閉じさせていただきます。

それぞれ委員の皆様方には、御多忙の中お繰り合わせ御出席いただきまして、大変ありがとうございました。

本日の会議の中でも少しあったわけではありますが、やはり時代の趨勢というものは、これまでのようにあれもこれもというふうなことから、あれかこれかという極めて厳しい選択をしなければならない時期に突入をしているというふうに思っているところであります。今後、この2町がお互いの信頼関係の上に立って、この合併が必ず成就いたしますことをお願いをいたしまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

松元議長 これをもちまして、第1回の協議会を終了させていただきます。御苦労さまでございました。